

新建築技術認定事業業務約款		頁 No. 1 / 6
		BTRI-M102-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

(総則)

- 第1条 申込者（以下「甲」という。）及び一般財団法人日本建築センター（以下「乙」という。）は、この約款（新建築技術認定申込書（以下「申込書」という。）及び新建築技術認定受付承諾書（以下「承諾書」という。）を含む。）及び「一般財団法人日本建築センター新建築技術認定事業業務規程（以下「規程」という。）」に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。
- 2 契約は、甲が乙に申込書を提出し、乙が甲に承諾書を交付したとき、承諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が申込書に承諾印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の承諾印が押印された申込書の写しをもって承諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が承諾印を押印した日とする。
  - 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、承諾書又は乙の承諾印が押印された申込書に定められた認定業務（以下「認定業務」という。）を行い、甲に対し、認定書又は認定をしない旨の通知書をもって、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに通知を発しなければならない。
  - 4 乙は、甲から乙の認定業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
  - 5 甲は、乙に対し、別に定める「一般財団法人日本建築センター新建築技術認定事業認定手数料規程（以下「手数料規程」という。）」に基づき算定され、承諾書又は乙の承諾印が押印された申込書に定められた額の手数料（以下「手数料」という。）を、第3条第1項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
  - 6 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 7 乙が認定業務を行うために必要であると認め、次の各号に掲げることを求めた場合、甲はこれに応じなければならない。
    - (1) 申込新建築技術に係る材料、部材・部品、設備等の製造工場、構工法等の施工現場等の調査
    - (2) 甲が行う試験への立会い
  - 8 乙が提出された書類のみでは認定業務を行うことが困難であると認め、当該認定業務を行うために必要な追加書類の提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
  - 9 乙が認定業務中に規程に基づく認定基準等に照らして提出図書等に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。
  - 10 乙は、規程第10条第7項の規定により技術評価を行うときその他必要があるときは、提出

新建築技術認定事業業務約款		頁 No. 2 / 6
		BTRI-M102-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

図書の全部又は一部の写しを作成することができるものとする。

- 11 契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）の定めるところによる。

#### （業務期日）

第 2 条 乙の業務期日は、第 1 条第 2 項の契約締結の日から 6 ヶ月を経過する日とする。

- 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、第 1 項に定める業務期日までに第 1 条第 3 項の通知を発することができない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときにあっては、乙は業務期日を延期することができる。
- 前 2 項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。
- 第 3 項の場合、乙は、業務期日を延期したことによって生じた費用の支払を甲に請求することができる。

#### （支払期日）

第 3 条 甲の支払期日は、請求の日から 1 ヶ月を経過する日とする。

- 乙は、甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払を遅延した場合、第 2 条の規定に係わらず、当該手数料の支払があるまで、第 1 条第 3 項の通知の発信を延期することができる。この場合において、乙が当該通知の発信を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

#### （審査中の申込内容の変更）

第 4 条 甲は、乙が第 1 条第 3 項の通知を発するまでに甲の都合により申込み内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- 前項の申込み内容の変更が大幅なものと乙が認める場合にあっては、甲は、当初の申込み内容に係る認定業務の申込みを取下げ、別件として改めて乙に当該認定業務を申込みしなければならない。
- 前項の申込みの取下げがなされた場合は、第 8 条第 2 項の契約解除があったものとする。

新建築技術認定事業業務約款		頁 No. 3/6
		BTRI-M102-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

#### (乙の債務不履行責任)

第5条 甲は、乙が契約に違反した場合において、その効果が契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求することができる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

#### (甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲が契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求することができる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りではない。

#### (認定の結果に対する乙の責任)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項の通知を受けた後に認定の判断に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書等に虚偽又は不実な記載があったことその他甲の責に帰すべき事由。
  - (2) 認定業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
  - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。
- 2 前項の請求は、第1条第3項の通知の日から5年以内に行わなければならない。
- 3 甲は、第1条第3項の通知の際に認定の判断に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を第1条第3項の通知の日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の請求額の上限は、手数料の2倍までとする。

#### (甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発しないとき。
- (2) 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。

<p style="text-align: center;"><b>新建築技術認定事業業務約款</b></p>		<p style="text-align: center;">頁 No. 4/6</p>
		<p style="text-align: center;">BTRI-M102-02</p>
<p>平成20年 4月 1日制定</p>	<p>平成23年 4月 1日改訂</p>	<p>平成23年 4月 1日施行</p>

- (3) 乙が定める認定基準に不服があるとき。
- (4) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の通知を発するまでの間、いつでも乙に書面をもって申込みを取り下げの旨の通知をすることでこの契約を解除することができる。
- 3 第1項（第3号を除く）の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
4. 第1項第3号の契約解除の場合、甲は、手数料規程に定める手数料の返還を乙に請求することができる。
- 5 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 7 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

**(乙の解除権)**

- 第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払を遅延したとき。
- (2) 甲が第1条第6項から第9項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったときその他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の通知を発することができないとき。
- (3) 甲が第4条第2項の規定に基づき申込みを取り下げず、乙が相当期間を定めて催告しても申込みを取り下げないとき。
- (4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
- (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

<p style="text-align: center;"><b>新建築技術認定事業業務約款</b></p>		<p style="text-align: center;">頁 No. 5/6</p>
		<p style="text-align: center;">BTRI-M102-02</p>
<p>平成20年 4月 1日制定</p>	<p>平成23年 4月 1日改訂</p>	<p>平成23年 4月 1日施行</p>

4 乙は、第1項の契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

**(認定業務の対象の概要の公表)**

第10条 乙は、第1条第3項の通知を発した後、認定業務の対象の概要のうち別に定める事項を、別に定める方法により、公表することができる。ただし、甲から反対の申出があった場合はこの限りでない。

2 前項の公表によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

**(認定を受けた者の責務)**

第11条 甲のうち認定を取得した者（以下「認定取得者」という。）は、建築基準法、その他関連法規の改正等により、認定書の内容が法令に適合しないこととなった場合には、認定書の使用を直ちに中止し、又は速やかに認定の変更申込を行うなど、認定書が不適切に使用されないよう認定書を適切に維持管理する義務を負うものとする。

2 乙は、法令の改正等により、認定書の内容が改正後の法令に適合しないこととなった場合の認定書の使用に関しては、一切の責任を負わないものとする。

3 認定を取得した技術（以下「認定技術」という。）を用いた工事中の事故、工事後の不具合等、認定技術を具現化したことによって第三者への損害が生じた場合の一切の責任は、認定取得者が負うものとする。

4 その他認定に関わる本業務約款以外の事項については甲又は認定取得者の責任に帰属するものとする。

**(認定の取消し)**

第12条 乙は、認定取得者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定書を取消することができるものとする。

(1) 認定取得者が取消しを申し出た場合。

(2) 認定取得者が偽りその他不正の手段により認定書の交付を受けたことが判明した場合。

(3) 認定取得者が認定書の内容と異なる建築技術等を認定技術と偽って供給する等、不誠実な行為を行った場合。

(4) 認定取得者が前条の義務を怠り、乙が相当期間を定めて催告してもその是正がなされない場合。

2 乙は、認定書を取消した場合は、認定取得者に対し、取消した理由を付してその旨を通知するものとする。

新建築技術認定事業業務約款		頁 No. 6 / 6
		BTRI-M102-02
平成20年 4月 1日制定	平成23年 4月 1日改訂	平成23年 4月 1日施行

**(秘密保持)**

第13条 乙は、この契約に定める認定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

**(別途協議)**

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

**(準拠法と紛争の解決)**

第15条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 本契約に関する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(付則) この約款は平成20年4月1日より運用する。

(付則) この約款は平成23年4月1日より運用する。